

令和 8 ~ 1 2 年度  
神栖市通所型短期集中サービス運営事業等業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

神栖市通所型短期集中サービス運営事業等業務委託

(2) 業務目的

高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止のため、日常生活圏域毎に、リハビリテーション専門職等が関与する通所型短期集中サービス運営事業および介護予防活動継続支援事業を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

「令和 8 ~ 1 2 年度神栖市通所型短期集中サービス運営事業等業務委託仕様書」  
のとおり

(4) 業務の担当圏域

神栖市の日常生活圏域のうち 1 箇所

日常生活圏域	設置数	担当地域	高齢者人口
第 1 圏域	1	萩原、芝崎、石神、高浜、田畠、木崎、溝口、息栖、賀、筒井、平泉、平泉東1~3丁目、神栖1~4丁目、深芝、深芝南1~5丁目、東深芝、居切、下幡木、鰐川、堀割1~3丁目、大野原1~8丁目、大野原中央1~6丁目	8, 261人
第 2 圏域	1	横瀬、日川、奥野谷、知手、知手中央1~10丁目、南浜、太田、太田新町1~5丁目、須田、若松中央1~5丁目、柳川、柳川中央1~2丁目、砂山、東和田	8, 041人
第 3 圏域	1	波崎、波崎新港、矢田部、土合本町1~5丁目、土合中央1~3丁目、土合北1~2丁目、土合南1~3丁目、土合東1~2丁目、土合西1~4丁目	6, 799人

高齢者人口は、令和 7 年 4 月 1 日現在

(5) 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

## 2 業務に要する費用（見積限度額）

### ①通所型短期集中サービス運営事業

総額24,029,000円

　　各年4,805,800円までとする

### ②介護予防活動継続支援事業

総額2,040,000円

　　各年408,000円までとする

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。また、見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

## 3 参加資格等に関する事項

介護保険法の趣旨を理解し、介護予防・生活支援サービス事業等についての企画・実施能力がある法人であり、公告日現在、以下の条件をすべて満たしている者とする。なお、契約時までに参加資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (2) 役員等が、暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 市内に営業所を有する者は、市納税義務に対し完納していること。
- (4) 申請者や法人の役員等が、過去5年以内に居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示等に柔軟に対応できること。

## 4 参加表明等に関する事項

本業務のプロポーザルに提案を希望する者は、次の手続きをすること。

### (1) 提出書類

①参加する意思がある場合には、「プロポーザル参加表明書」（様式1）に必要

事項を記載の上、提出すること。

②参加表明後、事情等により参加を辞退する場合には、速やかに辞退理由等を記載した「プロポーザル参加辞退届」（様式9）を提出すること。

(2) 提出期限：令和8年1月30日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

電子メールのみとし、メールの表題を「令和8～12年度神栖市通所型短期集中サービス運営事業等業務委託に係る公募型プロポーザル参加表明」とすること。なお、代表者職氏名の印については、押印のある「プロポーザル参加表明書」（様式1）をPDF等にて送信すること。なお、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。※電子メール以外の方法による参加表明は受け付けない。

(4) 提出先：神栖市福祉部長寿介護課（後記13参照）

※本プロポーザルに関する提出書類等は、神栖市ホームページからダウンロードすること。

## 5 質問の受付及び回答

本業務の仕様等について質疑がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出書類：「プロポーザル質問書」（様式2）

(2) 提出期限：令和8年1月26日（月）午後5時まで

(3) 提出方法：電子メールのみとし、メールの表題を「令和8～12年度神栖市通所型短期集中サービス運営事業等業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問」とすること。なお、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

(4) 提出先：神栖市福祉部長寿介護課（後記13参照）

(5) 質問回答：令和8年1月29日（木）午後5時までに神栖市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本プロポーザルの実施要領や仕様書等に記載する内容の追加又は修正とみなす。

## 6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

①「審査書類及び企画提案書等提出届」（様式3）

②実施体制各種調書及び企画提案書等

ア 法人登記簿謄本

イ 法人印鑑証明

ウ 納税証明書

(直近2年の法人市民税、固定資産税、軽自動車税など)

エ 収支決算書

(令和6年度の財務諸表、貸借対照表、損益計算書)

オ 法人概要調書（様式4）

現在運営している施設または事業に関するパンフレットも添付

カ 業務実績等調査票（様式5）※実績がない場合は提出不要

キ 業務実施体制（様式6）

ク 業務に携わる専門職の職種および資格者証のコピー

ケ 通所型短期集中サービス運営事業等委託企画提案書（様式7）

コ 「見積書」（様式8）

（見積書については、様式8別紙1及び2の内訳書（職種別入件費、事務所経費等と明記）を添付し、正本は押印すること）

（2）企画提案書に係る作成要領

①企画提案書の内容には、以下の事項を記載すること。

ア 神栖市通所型短期集中サービス運営事業等への参加を促進するための取組み

イ 通所型短期集中サービスに関し、最も重要と考えていること

ウ 実施プログラム

エ クール終了時の評価方法

オ 市、地域包括支援センターとの情報共有の方法、内容について

カ 安全管理について

キ タクシー送迎の実施方法について

ク 業務に関する提案

②企画提案書の文字サイズは見やすいフォント（11ポイント以上）で作成すること。

③提案書類は、フラットファイル等（A4）に、提出書類名を記したインデックスにより、No.順に綴じて提出すること。

④提出書類を綴ったファイルの表紙及び背表紙には、タイトル「令和8～12年度神栖市通所型短期集中サービス運営事業等業務企画提案書」及び会社名を記載すること。

⑤正本1部、副本10部

なお、受付印を押印した副本の返却を希望する場合は、副本11部とする。

※郵送による返却の場合は、返信用の封筒及び切手を用意すること。

（3）提出期限：令和8年2月13日（金）午後5時（必着）

※土曜日、日曜日、祝日を除く、時間は午前9時から午後5時までとする。

- (4) 提出場所：神栖市福祉部長寿介護課（後記13参照）
- (5) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、特定記録郵便などの配達記録が残るもので送付すること）  
※上記期限内に提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (6) 本市からの疑義照会  
企画提案書等の内容について、必要に応じて、疑義の照会等を行うことがある。

## 7 審査方法等

本プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

- (1) 第1次審査（書類審査）  
実施体制、会社の実績、見積額、個人情報保護に関することについて事務局で審査し、高い評価を得た提案者を選考する。1次審査の総配点数の6割を最低基準点とする。第2次審査へ進むことができる提案者は、上位5者までとする。なお、採点の結果、これに満たない提案者は失格となる。  
実施日：令和8年2月18日（水）予定
- (2) 第2次審査（プレゼンテーション等による審査）  
第1次審査により選考された者に対しプレゼンテーション等による審査を実施し、業務遂行力、企画提案書の内容、プレゼンテーション全般について審査する。提案者が複数の場合にプレゼンテーションを行う順番は、プロポーザル参加表明書提出の早い順に行う。  
なお、1次審査と2次審査の総合評価点のうち、最高点と最低点各1名分を除き合計した総合評価点の平均が、総配点数の6割に満たない提案者は失格となる。
- (3) プrezentation実施概要
  - ①実施日：令和8年2月25日（水）予定（詳細な日時等については、別途連絡する。）※ただし、感染症等のリスク回避のため、審査方法を変更する可能性あり（書面審査やオンライン形式のプレゼンテーション審査等）。
  - ②実施場所：神栖市役所 保健・福祉会館別館 健康相談室
  - ③所要時間：1提案者につき30分以内とする。  
(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)
  - ④審査方法：提案者ごとに提案書に関する説明等を行い、その後審査員による質疑を行う。
  - ⑤説明者：説明は3名以内とし、本業務の主任担当者または担当者が説明及び質疑応答を行うものとする。
  - ⑥説明方法：説明は、企画提案書等の内容に基づくものとする。

⑦その他：プレゼンテーションで使用するパソコンは参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは本市が用意する。

## 8 審査結果の通知

### (1) 1次審査（書類審査結果）

審査結果を書面により通知する。（令和8年2月20日（金）予定）なお、1次審査を通過した提案者については、審査結果に加えて、プレゼンテーション等を実施する旨記載した書面により通知する。

### (2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

審査結果を書面により通知する。（令和8年3月3日（火）予定）

### (3) その他

神栖市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出るものとする。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。

## 9 日程

公告日	令和8年1月20日（火）
質問提出期間	令和8年1月20日（火）～ 令和8年1月26日（月）午後5時まで
質問回答	令和8年1月29日（木）午後5時まで
参加表明書提出期間	令和8年1月20日（火）～ 令和8年1月30日（金）午後5時まで
参加承認通知	令和8年2月2日（月）
企画提案書等提出期間	令和8年2月2日（月）～ 令和8年2月13日（金）午後5時必着
第1次審査	令和8年2月18日（水）予定
第1次審査結果通知	令和8年2月20日（金）予定
第2次審査	令和8年2月25日（水）予定
第2次審査結果通知	令和8年3月3日（火）予定
契約締結	3月下旬予定

## 10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に参加しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 見積書の金額が、業務に要する費用（見積限度額）を超過したもの
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合

## 11 契約

- (1) 受託候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、選定された者は改めて見積書を提出するものとする。

- (2) 受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、受託候補次点者との協議を行うものとする。

## 1 2 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の選定以外には無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 審査の内容についての問合せには一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 1 3 担当部署（提出・問合せ先）

神栖市福祉部長寿介護課 担当：花輪、山崎

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1 神栖市保健・福祉会館内

TEL : 0299-91-1701

FAX : 0299-93-2399

E-mail : chouju@city.kamisu.ibaraki.jp

## 1 4 企画提案書等の著作権取扱

企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (2) 市は提出された企画提案書等について、神栖市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。